

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第九百三三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ノナカ医院	鳥取市新二二一五	平成二年十月十五日
広田歯科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七 一〇	〃
大津医院	倉吉市福吉町一三八九一五	平成二年十月二十六日
那岐診療所	八頭郡賀頭町大字大背一二〇 一九	平成二年十月二十五日
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目一四一 二	平成二年十月十六日
小森眼科クリニ ック	境港市元町一八〇三十七	〃
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇	平成二年九月二十日
あけしま歯科医 院	倉吉市幸町五〇七一八	平成二年十月二十一日

鳥取県告示第九百四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三―七七	平成二年十月十六日
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇	平成二年九月二十日
あけしま歯科医院	倉吉市幸町五〇七―一八	平成二年十月二十一日

鳥取県告示第九百五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡溝口町上野字日垣谷一一五の一〇、一一五の一二、一一五の二五から一一五の二七まで、一一六の一六、一一六の一七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第九百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成二年十月十二日 鳥取県指令受都計三―二第二十一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市彦名町字高瀬川
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市旗ヶ崎六丁目一二―二九

小原 修

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年十一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成二年十一月二十八日(水)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 平成三年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

2 その他